

香港への農林水産物・食品の輸出 に関するカントリーレポート (菓子)

2024年3月
香港輸出支援プラットフォーム

目次

1. 香港の市場動向2
① 近年の菓子の輸入動向 2
② 2023年の動向（速報） 5
③ 香港における菓子の価格 6
2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）9
① 品目の定義9
② 輸入規制10
③ 食品関連の規制11
④ 輸入手続き23
⑤ 輸入関税等25
3. 現地事業者の評価、要望等26
① 現地事業者等の声26

1. 香港の市場動向

① 近年のチョコレート菓子の輸入動向

- コロナの影響もあり2020年以降輸入量が大きく減少。日本産は2021年以降回復し増加傾向。
- 日本産の占める割合は数量・金額とも4%程度で、他国産と比較して輸入品の平均価格が高いわけではない。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
イタリア	6,224	417,778	6,304	427,505	5,006	333,394	5,736	404,556	5,528	389,254	67.0	-3.63%	-3.78%	23.26%	22.02%
中国	7,475	237,211	8,841	639,928	6,752.8	515,839	6,970	538,512	4,409	368,713	63.5	-36.74%	-31.53%	18.55%	20.86%
ベルギー	1,857	168,527	1,263	109,881	676	51,141	1,068	91,503	1,852	173,497	29.9	73.39%	89.61%	7.80%	9.82%
オランダ	3,592	305,069	3,617	275,644	1,533	129,323	2,361	219,801	967	96,861	16.7	-59.04%	-55.93%	4.07%	5.48%
シンガポール	2,413	219,392	2,910	254,309	1,231	112,386	1,563	128,858	1,324	96,517	16.6	-15.28%	-25.10%	5.57%	5.46%
英国	1,200	76,041	1,554	98,201	1,068	71,016	1,282	85,840	1,301	92,069	15.8	1.50%	7.26%	5.48%	5.21%
日本	711	62,918	735	56,697	477	39,169	844	64,829	939	73,805	12.7	11.20%	13.85%	3.95%	4.18%
米国	1,807	122,501	1,625	109,876	629	51,051	645	56,867	793	60,113	10.3	23.02%	5.71%	3.34%	3.40%
オーストラリア	804	83,438	721	68,005	530	57,593	491	47,478	653	60,027	10.3	32.94%	26.43%	2.75%	3.40%
ドイツ	1,696	117,775	1,595	110,225	780	61,049	750	52,038	708	57,470	9.9	-5.60%	10.44%	2.98%	3.25%
全体	34,936	2,261,912	35,691	2,554,384	23,217	1,676,737	27,009	2,003,332	23,765	1,767,651	253	-12.01%	-11.76%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局
 HS 18069000 - CHOCOLATE AND OTHER FOOD PREPARATIONS CONTAINING COCOA, NESOI
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

① 近年の米菓の輸入動向

- コロナの影響もあり2020年は2019年と比較して輸入量が大きく減少したものの、2021年以降はやや回復。
- 日本産の占める割合は数量・金額とも第一位。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
日本	1,332	67,672	1,541	97,015	701	37,995	1,211	53,297	1,097	46,660	8.0	-9.43%	-12.45%	18.16%	18.52%
タイ	1,328	63,941	1,211	54,364	935	53,425	679	38,930	797	40,120	6.9	17.47%	3.06%	13.20%	15.92%
米国	510	27,289	512	30,868	349	27,133	404	19,087	443	24,151	4.2	9.55%	26.53%	7.33%	9.59%
英国	766	40,697	682	28,063	682	27,321	614	29,849	508	22,587	3.9	-17.23%	-24.33%	8.41%	8.96%
オーストラリア	498	42,507	47	3,094	63	3,798	170	10,107	421	19,804	3.4	147.29%	95.94%	6.98%	7.86%
中国	1,075	34,386	962	28,230	446	23,092	532	24,171	424	19,035	3.3	-20.21%	-21.25%	7.02%	7.55%
マレーシア	462	10,112	512	11,908	523	11,841	482	13,808	619	18,435	3.2	28.55%	33.51%	10.25%	7.32%
ドイツ	777	12,188	550	7,268	124	2,356	706	11,514	592	13,975	2.4	-16.22%	21.37%	9.80%	5.55%
台湾	153	5,904	199	8,232	243	9,024	132	6,893	177	9,080	1.6	34.16%	31.73%	2.93%	3.60%
韓国	317	11,884	258	14,456	242	15,198	158	10,442	131	8,034	1.4	-16.91%	-23.06%	2.18%	3.19%
全体	7,873	342,511	7,372	314,899	4,936	236,225	5,971	253,712	6,038	251,956	38	1.12%	-0.69%	100%	100%

出所：香港統計局
 HS 19041000 - PREPARED FOODS OBTAINED BY THE SWELLING OR ROASTING OF CEREALS OR CEREAL PRODUCTS
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

① 近年のビスケット・クッキー等の輸入動向

- コロナの影響もあり2020年以降輸入量が大きく減少。日本産については、2022年に輸出量が大きく減少。
- 日本産の占める割合は数量では中国より少ないものの、金額ではほぼ同等。

(単位：トン、1,000香港ドル)

	2018年		2019年		2020年		2021年		2022年			前年比		構成比	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	円換算 (億円)	数量	金額	数量	金額
中国	7,556	172,868	8,240	153,936	9,925	132,237	7,399	137,259	6,180	138,286	23.8	-16.48%	0.75%	32.21%	18.83%
日本	3,274	243,213	3,379	234,306	3,237	200,475	3,563	218,006	2,119	134,618	23.2	-40.52%	-38.25%	11.04%	18.33%
デンマーク	3,518	207,723	3,087	176,544	1,963	103,113	2,249	122,984	1,697	102,541	17.6	-24.53%	-16.62%	8.85%	13.96%
英国	3,217	139,380	2,925	99,777	2,826	91,549	2,375	75,803	2,373	75,506	13.0	-0.12%	-0.39%	12.37%	10.28%
ドイツ	558	23,401	705	33,376	261	14,102	255	12,231	992	64,563	11.1	289.68%	427.86%	5.17%	8.79%
インドネシア	3,486	151,585	3,516	148,083	2,830	131,963	636	17,031	1,221	41,139	7.1	91.95%	141.55%	6.36%	5.60%
イタリア	702	27,876	452	19,034	565	22,630	581	24,889	616	26,028	4.5	5.98%	4.58%	3.21%	3.54%
台湾	1,002	42,678	658	33,481	413	18,660	455	18,000	438	16,962	2.9	-3.66%	-5.77%	2.28%	2.31%
タイ	905	32,676	1,701	96,489	2,746	95,817	1,248	43,558	362	15,546	2.7	-70.97%	-64.31%	1.89%	2.12%
シンガポール	591	17,439	762	23,743	457	11,119	492	14,224	482	13,340	2.3	-2.15%	-6.21%	2.51%	1.82%
全体	29,455	1,274,766	29,737	1,188,189	28,558	941,541	21,856	780,046	19,185	734,486	108	-12.22%	-5.84%	100.00%	100.00%

出所：香港統計局
 HSITC 04842 - SWEET BISCUITS, WAFFLES AND WAFERS, GINGERBREAD AND THE LIKE
 日本円換算は17.21円/HKDで試算（三菱UFJリサーチ&コンサルティングが替相場 2022年間平均（TTS））

1. 香港の市場動向

② 2023年の動向（速報）

- 1月～4月の厳しいコロナ規制（飲食店営業は18時まで等）があった2022年と比較すると、2023年前半は中国との人の交流の正常化も含めたコロナ規制の緩和が大幅に進み、香港内の状況は改善傾向にあった。
- しかしながら、中国との人の交流正常化で深圳（香港と繋がっている中国南部）に週末等で気軽に行く香港人が増える一方で、中国の景気状況や香港の物価高等もあり香港を訪れる中国人がコロナ前よりも大幅に少ない状況が続き、香港内での消費が全体として弱い状況となっている。
- 2024年は中国の景気回復や、香港を訪れる旅行客がどこまでコロナ前の水準まで戻るかが重要。

日本から香港への輸出額

	2023年	対前年比
農林水産物・食品全体	2,365億円	+13.4%
うち菓子(米菓を除く)	59億円	+38.8%
うちチョコレート菓子	33億円	+40.6%
うち米菓	9億円	+31.6%

1. 香港の市場動向

⑤ 香港におけるチョコレート菓子の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
Ferrero Rocher	44個入/パック	185.00	イタリア	現地系	ローワーミドル
メドウス 麦チョコ 抹茶	1パック	10.00	日本	現地系	富裕層
明治 チョコレート効果 86%・95%	70g/パック	20.00	日本	現地系	ローワーミドル
明治 チョコレート効果 Wプラス 72%	75g/袋	45.00	日本	現地系	ローワーミドル
ロッテ ゼロ チョコレート	84g/袋	32.00	日本	現地系	ローワーミドル
ロッテ ガーナミルク 袋型	92g/袋	19.00	日本	現地系	ローワーミドル

1. 香港の市場動向

⑤ 香港における米菓の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
日清xぼんち揚 揚げせんべい	65g	18.90	日本	現地系	ローワーミドル
ホンダ製菓 海老の華	2袋	28.90	日本	現地系	ローワーミドル
森白製菓 こんがりコーンあられ	32g	29.00	日本	現地系	ローワーミドル
越後 ふんわり名人 焼きいも味	40g	21.90	日本	日系	ローワーミドル
亀田製菓 ハッピーターン	96g	17.90	日本	日系	ローワーミドル
亀田製菓 ハッピーターン 超BIG	292g	39.90	日本	現地系	ローワーミドル

1. 香港の市場動向

⑤ 香港におけるビスケット、クッキー等の価格

品目名・商品名	販売単位	販売価格 (香港ドル)	原産国・産地	販売店の種別	販売店の ターゲット
森永チョコチップクッキー	111g	16.90	日本	現地系	ローワーミドル
Danish Chocolate Chip Cookies	160g	12.90	デンマーク	現地系	ローワーミドル
ブルボン プチチョコチップ	52g	8.00	日本	現地系	ローワーミドル
マツキヨラボ シュガー3.8g ビスケット (豆乳)	50g	18.90	日本	日系	ローワーミドル
マツキヨラボ サンドビスケット (キャラメル)	50g	16.90	日本	日系	ローワーミドル
カバヤ メロンクッキー	41g	10.90	日本	日系	ローワーミドル

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

① 品目の定義

今回定義する菓子のHSコード

- 1704.10：砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る）
 - － チューインガム（砂糖で覆ってあるかないかを問わない）
- 1704.90：砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る）
 - － その他のもの
- 1806.20：砂糖菓子－ その他の調製品（塊状、板状または棒状のもので、その重量が2キログラムを超えるものおよび液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が2キログラムを超える容器入りまたは直接包装にしたものに限る）
- 1806.31：砂糖菓子－ その他のもの（塊状、板状または棒状のものに限る）
 - － 詰物をしたもの
- 1806.32：砂糖菓子－ その他のもの（塊状、板状または棒状のものに限る）
 - － 詰物をしていないもの
- 1806.90：砂糖菓子－ その他のもの（塊状、板状または棒状のものに限る）－ その他のもの
- 1905.31：ベーカリー製品－ スイートビスケット
- 1905.90：ベーカリー製品－ その他のもの
- 2105.0010：アイスクリーム
- 2105.0090：その他の冷凍菓子、ココアの有無を問わず

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

② 輸入規制

1. 輸入禁止（停止）、制限品目（放射性物質規制等）

菓子について日本から輸入が禁止されている品目はありません。
また、菓子に関する特別な放射性物質規制もありません。

ただし、水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。詳細は「3. 重金属および汚染物質」を参照してください。

2. 施設登録、輸出事業者登録、輸出に必要な書類等（輸出者側で必要な手続き）

日本から菓子を輸出するにあたって、日本側での特別な許可などは必要ありません。ただし、香港に冷凍菓子（アイスクリーム含む）を輸出する場合、輸入者は製品ごとに香港食物環境衛生署の輸入ライセンスを取得する必要があります。

その際に、輸出者は、輸出国公的機関が発行する製品に関する衛生証明書を取得しなければなりません。衛生証明書には次の内容を含む必要があります。

- ・当該冷凍菓子が有効な熱処理方法で滅菌され、製造・加工・包装の環境が衛生であること
- ・当該冷凍菓子のグラム当たりの細菌数が基準値を超えず、さらにアイスクリームについては、その成分組成が定められた条件を満たすこと

（[農林水産省「香港向け輸出アイスクリーム類等の取扱要綱」](#)）

3. 動植物検疫の有無

なし

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制

1. 食品規格

香港特別行政区基本法「冷凍菓子に関する規則」（Cap.132AC Frozen Confections Regulation）Part2-6により、1グラムあたり5万個を超える細菌、または1グラムあたり100個を超える大腸菌を含む冷凍菓子（アイスクリーム含む）を輸入・販売することはできません。また、香港食物環境衛生署の署長が許可した場合を除き、小豆シャーベット（紅苺冰）、および小豆アイスキャンディー（紅苺雪條）以外のすべての冷凍菓子は、製造過程で加熱処理が施されている必要があります。

[\(Cap.132AC Frozen Confections Regulation\)](#)

2. 残留農薬および動物用医薬品

香港では使用される農薬について、ポジティブリスト制を採用しています。「食品中の残留農薬規則」（Cap.132CM Pesticide Residues in Food Regulation）Schedule 1に挙げられている、農薬と食品との組み合わせごとに定められている最大残留基準値あるいは外因性最大残留許容量に照らし、含有量が規定値を超えている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。また、Schedule 2には規制対象外の農薬が挙げられています。[\(Cap. 132CM Pesticide Residues in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)\)](#) [\(ジेटロ仮訳\)](#)

3. 重金属および汚染物質

【重金属規制】

2019年11月から施行された「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」（Cap.132V Food Adulteration（Metallic Contamination）（Amendment）Regulations 2018）では、規制対象となる「特定金属」の含有上限量とそれに対応する「特定食品」を列挙しており、当該食品が「特定食品」を原料として含む場合には、同法の基準に従う必要があります。

[\(s220182223113 \(gld.gov.hk\)\)](#) [\(ジेटロ仮訳\)](#)

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

なお、規制対象である「特定金属」と「特定食品」の組み合わせおよび含有上限量については、「2018年食品混入不純物（金属汚染物質含有量）（改正）規則」の付表第2部（Part 2 Maximum Level of Metal in Food）にリスト化されています。

[\(Metal guidelines-eng.pdf \(cfs.gov.hk\)\)](#)（[ジェトロ仮訳](#)）

複数の原料から構成される「複合食品」についても、「特定食品」が配合されている場合には規制対象となります。また、改正規則3（4）に規定されたとおり、「複合食品のすべての原料が特定食品に該当する場合」には、「（当該）複合食品に含まれる特定金属の上限量は、各原料の特定金属の上限量に、この複合食品に含まれる各原料の割合、重量比を乗じた値の合算」となります。

加えて、「特定金属」ではない金属であっても、危険値である、または有害性が疑われるような量の金属を含有する食品は、いかなるものでもヒトの消費用に輸入・委託・配送・製造・販売することが禁止されています。

菓子における「特定金属」の含有上限量は、次ページのとおりです。ただし、前述のとおり、その他の食品と組み合わせた「複合食品」に該当する場合は基準値が異なるため、関連リンクなどを参照のうえ、確認してください。

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

菓子における特定金属の含有上限量

特定金属	特定食品	含有上限量 (mg/kg)
アンチモン	穀物	1
ヒ素（総ヒ素として）	穀物（コメ以外）	0.5
	食用油脂（魚油以外）	0.1
	ファットスプレッド、ブレンディッドスプレッド	0.1
	食用塩	0.5
カドミウム	穀物（ソバ・カニワ・キヌア・小麦・コメを除く）	0.1
	小麦	0.2
	食用塩	0.5
クロム	穀物	1

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

菓子における特定金属の含有上限量（続き）

鉛	果実（クランベリー・フサスグリ・ニワトコの実を除く）	0.1
	果実ジュース（ベリーなどの小さな果実から作られたジュースは除く）	0.03
	ベリーなどの小さな果実から作られたジュース	0.05
	ジャム・ゼリー・マーマレード	0.4
	穀物（ソバ・カニワ・キヌアを除く）	0.2
	栗の缶詰・栗のピューレの缶詰	0.05
	コーヒー豆	0.5
	コーヒー飲料	0.2
	乳	0.02
	二次乳製品	0.02
	食用油脂	0.1
	ファットスプレッド、ブレンディッドスプレッド	0.1
	食用塩	2

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

【重金属規制】（続き）

菓子における特定金属の含有上限量（続き）

水銀（総水銀として）	玄米・精米・トウモロコシ・トウモロコシ粉・小麦・小麦粉	0.02
	乳	0.01
	二次乳製品	0.01
	食用塩	0.1

【有害物質】

冷凍菓子（アイスクリーム含む）については、1グラム当たり細菌数が5万個、または大腸菌が100個を超える製品を輸入・販売することはできません。

また、有害物質に関しては「食品有害物質規則」（Cap.132AF Harmful Substances in Food Regulations）のSchedule 1に挙げられている物質が規定量を超えている場合、また同Schedule 2に挙げられている物質が含まれている場合、該当する食品の輸入・販売などは禁止されています。

[\(Cap. 132AF Harmful Substances in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)\)](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

2021年7月14日には、「2021年食品有害物質（改正）規則（Harmful Substances in Food (Amendment) Regulation (2021)）」が可決されました。前述の規則により、一部成分の許容基準値が改正または新設となり、2023年6月1日から施行されます。菓子に関連する有害物質のうち、改正または新設となったものについては、次ページの表を参照のうえ、関連リンクの内容を確認してください。

[\(s22021252386 \(legco.gov.hk\)\)](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

改正または新設となった食品有害物質の許容量リスト（2023年6月1日より有効）

特定有害物質	特定食品	含有上限量
アフラトキシンB1	乳タンパク質から製造された調整乳を除く、乳児用調製粉乳及びフォローアップミルク	0.1µg/kg
	生後36ヶ月以下の乳幼児による摂取を前提とした、上記以外の全ての食品	0.1µg/kg
アフラトキシン 総量 (アフラトキシン B1、B2、G1、 G2の合計)	調理前のアーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピーナッツ及びピスタチオ	15µg/kg
	調理前のピーナッツ、アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ及びピスタチオから製造された食品	15µg/kg
	香辛料	15µg/kg
	その他の食品	10µg/kg
エルカ酸	低エルカ酸菜種油	脂肪酸の重量の2%
	その他の油、脂肪、又は油脂	脂肪酸の重量の5%
	油、脂肪、又は油脂が加えられたその他の食品	食品中の全ての油及び脂肪に含まれる脂肪酸の重量の5%
メラミン	生後12ヶ月以下の乳幼児による摂取を前提とした乳児用調整液体乳及び液体フォローアップミルク	0.15mg/kg
	上記以外の乳	1mg/kg
	生後36ヶ月以下の乳幼児による摂取を前提としたその他の食品	1mg/kg
	妊婦及び授乳中の女性による摂取を前提とした全ての食品	1mg/kg
	その他の全ての食品	2.5mg/kg

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

3. 重金属および汚染物質（続き）

さらに、トランス脂肪酸の主原因である水素添加油脂の使用については、部分的禁止や原材料表示などの新たな規則が設けられ、改正後の規則は2023年12月1日から施行されます。具体的には次のとおりです。

部分水素添加油脂（PHO）について

- ・ PHOを含む油脂の輸入禁止
- ・ PHOを含む食品の販売および流通の禁止

水素添加油脂に関する原材料表示について

- ・ 水素添加油脂（例：完全水素添加油脂）を含む油脂や包装食品について、原材料表示に「水素添加油脂」と記載するか、原材料表示の油脂名に「水素添加」と記載が必要

[（香港の食品安全規則、立法会で改正\(香港\) | ビジネス短信 — ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)](#)

[（香港：農林水産省 \(maff.go.jp\)](#)

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物

香港では着色料・甘味料・食品保存料に関する規則があります。

[（香港における食品添加物の規制状況（2014年3月） | 調査レポート - 国・地域別に見る - ジェトロ \(jetro.go.jp\)）](#)

着色料に関しては「食品着色料規則」（Cap.132H Colouring Matter in Food Regulations）Schedule 1 に挙げられている着色料を使用することができます。ベニバナ色素、ベニコウジ色素については使用が認められていないため、輸出食品について使用の有無を確認する必要があります。ビートレッドやクチナシ色素（赤、青、緑、黄）など、天然植物由来色素は認可されています。ほかに使用が認められている着色料については、その他参考情報の「許可された着色料：天然色素」を参照してください。

[（Cap. 132H Colouring Matter in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)
[（即食食品微生物含量指引 \(cfs.gov.hk\)）](#)

甘味料に関しては「食品甘味料規則」（Cap.132U Sweeteners in Food Regulations）Scheduleに挙げられている甘味料を使用することができます。食品に使用できる甘味料は次ページのとおりです。なお、ソルビトールは甘味料の定義には含まれませんが、食品安全センターの「よくある質問：食品添加物・汚染物質」によると、適正製造規範（GMP）基準での使用が認められています。

[（Cap. 132U Sweeteners in Food Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)
[（食品安全センター「よくある質問：食品添加物・汚染物質」）](#)

食品保存料に関しては「食物中の保存料規則」（Cap.132BD Preservatives in Food Regulation）の Schedule 1, No.6に挙げられている食品保存料を、規定量の範囲内で使用することができます。

[（Cap. 132BD Preservatives in Food Regulation \(elegislation.gov.hk\)）](#) [（ジェトロ仮訳）](#)

それ以外の食品添加物については、その使用に特定の規則は定められていません。しかし、「公衆衛生および市政条例」第V部に従い、食品販売者は各自使用するものが安全で食用に適していることを確保しなければなりません。また、キャリーオーバーについて明確な定めはありません。

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

4. 食品添加物（続き）

食品に使用できる甘味料

- ・ アセスルファムカリウム
- ・ アリテーム
- ・ アスパルテーム
- ・ アスパルテーム－アセスルファム塩
- ・ サイクラミン酸
- ・ サッカリン
- ・ スクラロース
- ・ ソーマチン
- ・ ネオテーム
- ・ ステビオールグリコシド

5. 食品包装（食品容器の品質または基準）

なし

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示

「食品および薬品（成分組成および表示）規則」〔Cap.132W Food And Drugs（Composition And Labelling）Regulations〕により規制されています。次の項目を英語または中国語、あるいは英語と中国語の併用で表示することが求められます。（詳細次ページ）

[〔Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)〕](http://www.elegislation.gov.hk/cap132w)

（ジェトロ仮訳）

- (1)食品名
- (2)原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）
- (3)賞味期限または消費期限
- (4)保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明
- (5)製造業者または包装業者の名前と住所
- (6)数量、重量または容量
- (7)栄養成分

冷凍菓子の容器には、冷凍菓子の製造者の名称と住所を英語で表示する必要があります。
加えて、ソフトアイスクリームには、容器ごとに製造日時を表示する義務があります。

なお、次の製品に対してはすべての表示義務が免除されます。

- ・飲食店で即時の消費のために販売された包装済みの食品
- ・個別にラッピングされ、単品で販売される菓子

表示またはラベル貼付の規定の免除は表示規則のschedule4「Items exempt from Schedule 3」（付表3の規定を免除される項目）を確認してください。また、バイオテクノロジー原料を含む食品（GM食品など）についての表示は現在任意で行われています。

また、ビジネス上支障が生じるなどの事情がある場合には、ラベル表示に製造業者もしくは包装業者の代わりに、現地の卸業者（ディストリビューター）の情報記載をすることも可能です。

[〔加工食品表示ラベルに卸業者の記載が可能に\(香港\) | ビジネス短信 —ジェトロの海外ニュース - ジェトロ \(jetro.go.jp\)〕](http://www.jetro.go.jp)

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(1) 食品名

(2) 原材料リスト（原材料、アレルギー性物質、添加物を含む）

- ・ 原材料：重量または容量の多い順に表示する。ただし、単一の原料で構成されているものについては不要
- ・ アレルギー性物質：グルテンを含む穀物、甲殻類および甲殻類製品、卵および卵製品、魚および魚製品、ピーナッツ・大豆およびそれらの製品、乳および乳製品（乳糖を含む）、木の実とナッツ製品、10ppm以上の亜硫酸塩
- ・ 添加物：コーデックス委員会（CODEX）による国際番号システム（INS）に基づく（a）機能分類および（b）名称または識別番号または「E」もしくは「e」から始まる識別番号

(3) 賞味期限または消費期限

賞味期限（“best before”）および消費期限（“use by”）は、アラビア数字、または英語または中国語で表示する必要がある
例：Best before: 1 Oct 2016（英語）、此日期前最佳：2016年10月1日（中国語）

(4) 保管に対する特別な条件、または使用上の注意に関する説明

(5) 製造業者または包装業者の名前と住所

ただし、次の条件が満たされる場合には、表示義務が免除されます。

a. 次の (i) ~ (iii) の情報が印字またはラベル表記されている場合

- 原産国
- 香港における販売業者や商標所有者の名称
- 香港における販売業者や商標所有者の登記済み事務所または本社の所在地

b. 香港における販売業者や商標所有者により、原産国における食品製造業者や包装業者の正式所在地が書面で当局に通知されている場合

c. 次の (i) および (ii) を満たす場合

- 原産国のラベル表記に加え、当該国での製造業者または包装業者を特定するコードが表示されている
- コードおよびコードに紐づけられた製造業者や包装業者の詳細が、当該製造業者または包装業者、あるいは香港における販売業者または商標所有者により、書面で当局に通知されている

d. 食品の製造工場または包装工場その他の場所が、原産国の政府により所有、操業、または経営されており、当該食品が当該政府の製品であることを示す方式で印字またはラベル表記されている場合

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

③ 香港の食品関連の規制（続き）

6. ラベル表示（続き）

(6) 数量、重量または容量

包装済み食品は、内容物の数量、または食品の正味重量や正味体積を明確に表記またはラベル付けする必要がある。味重量および正味体積は、実行可能な限り、「度量衡条例」（Cap. 68）または「メートル法条例」（Cap. 214）の第1附則に規定される国際単位基準に従って表示するものとする（ただし、許容誤差については規定なし）

[（Cap. 68 Weights and Measures Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://www.elegislation.gov.hk/cap-68)

[（Cap. 214 Metrication Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://www.elegislation.gov.hk/cap-214)

(7) 栄養成分

（必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖。免除項目は表示規則の付表6を参照）

※ただし、生鮮および包装食品でほかの成分が添加されていないものについては、栄養表示は不要（付表6-10）。

[（Cap. 132W Food and Drugs \(Composition and Labelling\) Regulations \(elegislation.gov.hk\)）](http://www.elegislation.gov.hk/cap-132w) [（ジェトロ仮訳）](#)

7. その他

食品や農水産物で問題や事故が起きた際に、その流通経路をさかのぼって追跡・確認できるようにするため、「食物安全条例」（Cap.612 Food Safety Ordinance）では食品輸入業や食品卸売業を行うすべての事業者に対し、食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。ただし、FEHDで香港ホーカー（屋台）のライセンスを取得済み、FEHDに食品輸入業者として登録されているなどの場合、卸売業者の登録は免除されます。

[（Cap. 612 Food Safety Ordinance \(elegislation.gov.hk\)）](http://www.elegislation.gov.hk/cap-612)

また、「冷凍菓子に関する規則」（Cap.132AC Frozen Confections Regulation）により、次の内容が定められています。

- ・ ソフトアイスクリーム以外の冷凍菓子は-2℃以下の場所で保存しなければならない。
- ・ 冷凍菓子は他の物品と分けて保存しなければならない。
- ・ 冷凍菓子は製造者が提供した本来の容器内に保存された状態で販売しなければならない。

[（Cap.132AC Frozen Confections Regulation）](http://www.elegislation.gov.hk/cap-132ac)

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き

1. 輸入許可、輸入ライセンス等、商品登録等（輸入者側で必要な手続き）

香港では、冷凍菓子（アイスクリーム含む）を輸入する場合は、食物環境衛生署（Food and Environmental Hygiene Department: FEHD）に「冷凍菓子類輸入申請書」を提出し、輸入許可を受けなければなりません。また、FEHDが認可した生産地からの製品しか輸入・販売することはできません。なお、冷凍菓子は製造工程で熱処理されている必要があります。

FEHDに輸入ライセンスを申請する際は、次の資料の提出が求められます。また、個別の状況によってほかの付随的な情報や資料の提出が求められることもあります。

1. 生産地当局が発行した冷凍菓子工場の登録証明書
2. 食品の直接卸売業者であることを示すための、食品製造者が発行した供給証明書および食品製造設備（熱処理方法を含む）の詳細を示す製造工程表
3. 食品製造者が食品製造に使用する水質に関する検査結果（大腸菌と遊離残留塩素の数値を含むもの）
4. 食品に含有される化学成分に関する検査結果
5. 食品に含有される細菌成分に関する検査結果
6. 空の容器見本
7. 食品包装の鮮明な写真（銘柄名、商品名、原材料、熱処理方法、食品製造者の名称と住所、輸入業者の名称と住所が鮮明に見えるもの）
8. 生産地当局が発行し、食品が次の事項を満たしていることを示す証明書
 - ・ 適切に熱処理が行われ、十分に衛生的な状況下で取扱・加工包装されていること。
 - ・ 指定された品質を満たし、人が消費するものとして適切であること。

菓子を輸入・販売するためには、食品輸入業者および卸売業者に対してFEHDへの登録が義務付けられています。なお、冷凍菓子の製造ライセンスを取得する業者は登録が免除されます。登録には、事業登録証明書（Business Registration）、身分証明書とその他の書類〔会社設立証明書（Certificate of Incorporation）など〕のコピー、および食品輸入業者・卸売業者登録申請書（Application for Registration as Food Importers / Food Distributors）を提出する必要があります。

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

2. 輸入通関手続き（通関に必要な書類）

輸入（船積、空港貨物）商品にはすべて輸入陳述書（Import Statement）を添付します。輸入商品に課税商品を含まない場合は、その旨を明記した陳述書を添付しなければなりません。輸入陳述書の添付は、「課税商品条例第109条」（Cap.109 Dutiable Commodities Ordinance）により義務付けられています。

（[Cap. 109 Dutiable Commodities Ordinance \(elegislation.gov.hk\)](http://elegislation.gov.hk)）

通関に伴う提出書類は次のとおりです。

- ・積荷目録（マニフェスト）
- ・エアウェイビル（航空貨物運送状）、オーシャンB/L（船荷証券）、またはほかの同様の書類
- ・インボイスおよびパッキングリスト
- ・引渡し指図書（リリースレター）または貨物保管通知
- ・衛生証明書（冷凍菓子の場合）など

3. 輸入時の検査・検疫

香港では、「公衆衛生および市政条例第132章第59条」（Cap.132 Section59 The Public Health And Municipal Services Ordinance）に基づき、香港食物環境衛生署（FEHD）が輸入食品を検査する権限を有しています。

輸入時における通関では、積荷目録（マニフェスト）などの書類の検査、および必要に応じて輸入される商品のサンプル検査が行われます。サンプル検査に関しては、関連リンクの食品監視プログラム（Food Surveillance Programme）を参照してください。。

（[Part V \(Food and Drugs\) of the Public Health and Municipal Services Ordinance \(Cap. 132\) \(Highlights\) \(cfs.gov.hk\)](http://cfs.gov.hk)）

（[Food Surveillance Programme \(cfs.gov.hk\)](http://cfs.gov.hk)）

2. 菓子の輸入規制、輸入手続き（2022年7月時点）

④ 輸入手続き（続き）

4.販売許可手続き

香港では食品輸入業者および卸売業者に対して香港食物環境衛生署（FEHD）への登録が義務付けられています。登録申請には次の手続きが必要になります。なお、冷凍菓子の製造ライセンスを有する業者は登録が免除されます。

- ・取り扱う食品の種類一覧、およびその他の指定の書類を所定の書式でFEHD署長宛に提出すること。
- ・申請料として195香港ドルを支払うこと。

また、「食品業規則」により、レストランや店舗の営業には、事業形態に応じて、それぞれの食品事業ライセンスの取得が必要です。詳細については、香港食物環境衛生署「必要なライセンスの種類」（Guide on Types of Licences Required）および「ライセンス申請の手引き」（Guide to Application for Licences）を確認してください。

（ [Guide on Types of Licences Required \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/types) ）

（ [Guide to Application for Licences \(fehd.gov.hk\)](https://www.fehd.gov.hk/en/licenses/application) ）

⑤ 輸入関税等

1.関税

なし

2.その他の税

なし

3. 現地事業者の評価、要望等

① 現地事業者等の声

事業者の要望等	<ul style="list-style-type: none">・幅広くニーズがあるので、新しいものを常に探している。・日本産のものは沢山あるので、何が特徴なのかなどの情報がないと難しい。・有名なブランド商品以外、値段が高い商品より安くて美味しい菓子の方がニーズが高い。
(参考) 香港人消費者の評価	<ul style="list-style-type: none">・種類が多く常に新しいものも出ており、価格もリーズナブルなものがあることから、日常的に購入している人も多い。(第三国生産のものを含む)

・ ジェトロ香港のヒアリング等

○ 香港におけるギフト食品市場-月餅・お菓子・花き・青果物-

https://www.jetro.go.jp/ext_images/agriportal/platform/pdf/pf_hkg_2211.pdf

※ 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム（香港）のカントリーレポート・ビジネス短信から抜粋

執筆：農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム 香港

本レポートに関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（JETRO）

香港事務所

電話番号：852-2526-4067

E-mail アドレス：hkgevent@jetro.go.jp

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。JETROでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、JETROおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。